

# ☆入 所 利 用 料 金☆

介護老人保健施設くろいし

平成30年4月1日

\*下記の、単位数に対応する金額は介護保険1割負担での金額です。

現役並み所得者(第5段階)の方は、下記の金額の2倍になります。

## ◆基本サービス費

介護度	多床室		従来型個室		ユニット型個室	
	単位	金額	単位	金額	単位	金額
要介護1 (日額)	771	792	698	717	777	798
(月額)		23,755		21,505		23,939
要介護2 (日額)	819	841	743	763	822	844
(月額)		25,233		22,892		25,326
要介護3 (日額)	880	904	804	826	884	908
(月額)		27,113		24,771		27,236
要介護4 (日額)	931	956	856	879	937	962
(月額)		28,684		26,373		28,869
要介護5 (日額)	984	1,011	907	931	988	1,015
(月額)		30,317		27,945		30,440

## ◆体制加算

- ・夜勤配置加算 24単位(25円)/日
- ・サービス提供体制強化加算 I イ 18単位(18円)/日
- ・栄養マネジメント加算 14単位(14円)/日
- ・口腔機能維持管理体制加算 30単位(31円)/月

高額サービス費	月	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
		15,000円	15,000円	24,600円	37,200円	44,400円

\*高額サービス費を適用の場合は、施設サービス費が利用者負担区分段階での請求となります。(要申請)

## ◆その他加算

・短期集中リハビリテーション実施加算	240単位(246円)/回	
・認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240単位(246円)/回	
・外泊加算	362単位(371円)/日	
外泊加算(在宅サービスを利用する場合)	800単位(822円)/日	
・療養食加算(該当者)	6単位(6円)/食	・経口維持加算(該当者) 400単位(410円)/月①
・認知症ケア加算(3階フロアに入所)	76単位(78円)/日	100単位(102円)/月②
・初期加算(入所後30日間に限り加算)	30単位(31円)/日	・所定疾患施設療養費(7日間のみ) 305単位(313円)/日

## ◆退所関係加算

・退所時指導加算	注5 410円/回	・退所前連携加算	注5 513円/回	退所時に指導、指示 情報提供等を行った 場合に加算
・退所時情報提供加算	注5 513円/回	・老人訪問看護指示加算	注5 308円/回	
・退所前後訪問指導加算	注6 472円/回	・入所前後訪問指導加算	注5 493円/回	

## ◆居住費・食費基準費用額

利用者負担段階 区分(要申請)	1日当たりの居住費			1日あたり の食費
	多床室	従来型個室	ユニット個室	
第1段階	0円	490円	820円	300円
第2段階	370円	490円	820円	390円
第3段階	370円	1,310円	1,310円	650円
第4段階	370円	1,640円	1,730円	1,540円
第5段階	370円	1,640円	1,730円	1,540円

## ◆利用料(実費額)

日用品費(石鹸、シャンプー、リンス、ティッシュ、タオル等) 200円/日

教養娯楽費(新聞、雑誌、クラブ活動、レクリエーション等) 150円/日

## ◆その他の費用

文書料(税込)	2,160円/1通	クリーニング代(業者委託)	10,800円/1月
テレビレンタル代	6,000円~6,200円/1月	理髪サービス	2,060円/1回
洗濯機使用料	200円/30分	カラー&カット、パーマ&カット	5,140円/1回
乾燥機使用料	200円/30分	喫茶料金(税込)	100円/1杯
電気使用料(税込)	注7 52円~108円/1日	コンセント使用機器1個につき(電気毛布・加湿器等)	
貴重品管理費	1,000円/1月	単身者等	
特別個室(税込)	1,550円/1日	2階一般療養棟個室	

#### 【各種加算の詳細】

- 注1 医師又は医師の指示を受けた理学療法士・作業・言語聴覚士が、入所日より3ヶ月間集中的にリハビリテーションを実施した場合に算定します。
- 注2 1ヶ月(暦月ベース)に5泊6日を限度に算定します。(外泊日数を制限するものではありません。)
- 注3 入所者の年齢、心身の状況に応じて適切な栄養管理のもとに療養のための食事を提供したときに算定します。
- 注4 入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画に基づき、経口による摂食を進めるための管理を行った場合に①を算定します。食事の摂取の支援するための会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士、又は言語聴覚士が加わった場合は、①に加えて②を算定します。
- 注5 入所期間が1ヶ月を超え、かつ退所後在宅療養される方に療養上の指導を行った場合や、主治の医師、希望する居宅介護支援事業者、訪問看護事業者等に情報提供し調整等を行った場合に算定します。
- 注6 入所期間が30日を超える、あるいは越えると見込まれる方の居宅を退所前あるいは退所後に訪問し療養上の指導を行った場合に算定します。
- 注7 ご自身で用意される電気機器の種類により、1日当たり52～108円の実費相当額を請求します。